

東松山市後援名義の使用承認及び東松山市長賞の交付に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の後援名義の使用承認及び東松山市長賞（以下「市長賞」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって当該事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、団体が実施する事業について市がその事業の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。

(後援の名義の使用)

第3条 後援において市長が使用を承認する名義は、東松山市とする。

2 後援の名義の使用承認を受けた団体は、当該後援の承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に市が後援をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(市長賞の交付)

第4条 市長賞は、賞状の交付とし、事業を主催する団体を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、併せて記念品を交付することができる。

(対象となる団体)

第5条 市が後援名義の使用承認又は市長賞の交付（以下「後援の承認等」という。）を行う団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体
- (3) 学校及び学校の連合体
- (4) 市民福祉の増進、市民文化の向上又は地域社会の発展に寄与すると市長が認める団体
- (5) その他市長が適当と認める団体

(後援の承認等の基準)

第6条 市長は、団体の行う事業が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときに、後援名義の使用承認を行うものとする。

(1) 市民福祉の増進、市民文化の向上又は地域社会の発展に寄与する事業で公共性があること。

(2) 広く市民を対象とした事業であって、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。

2 市長賞を交付する事業は、前項の規定に該当するものであって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援の承認等を行わないものとする。

(1) 政治的又は宗教的な内容を含む事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(3) 営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業

(4) 入場料、出品料、参加料等を徴収する場合において、参加者に高額な負担を求めることとなる事業

(5) 会員等の勧誘を目的とする事業

(6) 法令等に違反する、又は違反するおそれのある事業

(7) 公序良俗に反する、又は反するおそれのある事業

(8) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業

(9) その他市の方針等にかんがみ、市長が不適當であると判断した事業

(申請手続)

第7条 市の後援の承認等を受けようとする団体は、後援の承認等を受けようとする事業を実施する期間の初日の30日前までに、東松山市後援名義使用及び市長賞交付承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 団体の定款、寄付行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類

- (2) 役員の氏名、役職名等が分かる書類
- (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加費その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請を行った団体は、当該後援の承認等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(後援の承認等の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、東松山市後援名義使用及び市長賞交付承認決定通知書（様式第2号）を、不適當であると認めたときは、東松山市後援名義使用及び市長賞交付不承認決定通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による後援の承認等に際し、必要であると認めるときは、その決定に条件を付すことができる。

(変更の届出)

第9条 後援の承認等の決定を受けた団体は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに承認事項変更届出書（様式第4号）に当該変更事項を記載して、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(後援の承認等の取消し)

第10条 市長は、後援の承認等の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認等の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により後援の承認等の決定を受けたとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 後援の承認等について付した条件に違反したとき。

(4) 前条本文の規定による届出をしなかったとき。

(5) 主催者から後援の承認等の取消しの申し出があったとき。

2 市長は、前項の規定により後援の承認等の決定を取り消した場合は、東松山市後援名義使用及び市長賞交付承認決定取消通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援の承認等を取り消された団体は、直ちに、交付を受けた東松山市後援名義使用及び市長賞交付承認決定通知書を市長に返還しなければならない。

（経費の負担）

第11条 市長は、後援の承認等を行う場合においては、原則として当該承認に係る事業に要する経費は負担しないものとする。

（事業終了後の報告等）

第12条 後援の承認等の決定を受けた団体は、事業終了後速やかに事業実施報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 第7条第1項第4号に規定する収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する実施報告書に、当該後援の承認等の決定を受けた事業に係る収支決算書を添付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。